

## (19) 街路事業に関する貸付金等

### ① 無利子貸付制度

#### 1) 民間都市開発に必要な道路整備の無利子貸付制度

民間事業者が都市再生に資する特定の優良な民間都市開発事業と一体的に一定の道路を整備する場合に、当該道路整備に要する費用について民間都市開発推進機構が無利子貸付を実施

#### 2) 連続立体交差事業無利子貸付制度

ボトルネック踏切等を除却する連続立体交差事業を対象として、踏切道改良促進法に基づく認定事業者が負担する事業費の一部に対し地方公共団体が無利子で資金を貸し付ける場合に、当該地方公共団体に対し当該貸付金の一部について無利子貸付を実施

### ② 道路開発資金

平成19年8月10日時点

対 象 事 業	金 利	貸 付 限度額
自転車駐車場（サイクルイン）整備事業 ----- 一般公共の用に供する駐車場で駐輪台数が200台以上（建物と一体となって附置する場合は50台以上）で、地方公共団体の認定または推薦を受けたもの	2.075%	80%
連続立体交差事業 ----- 1) 事業採択された連続立体交差事業における鉄道事業者が負担する費用 ----- 2) 「連続立体交差事業における鉄道事業者等による立替制度要綱」に基づいて、鉄道事業者等が地方公共団体の負担額を立替えて施行する費用 ----- 3) 着工準備採択されている連続立体交差事業に係る用地の先行取得	2.075%  2.075%  2.0875%	負担費用、立替費用の50%以内 （ボトルネック踏切を含む場合は100%）  用地取得費の100%以内
都市再生特定道路 ----- 都市再開発法に規定する大都市又は都市再生プロジェクトの密集市街地のうち東京・大阪各々約6,000haに関連する地域で、幅員が25m以上の都市計画道路（防災上効果が高い場合は18m以上）の用地先行取得	2.0875%	100%

③日本政策投資銀行による低利融資

対 象 事 業	金 利	融 資 比 率
<p>駐車場整備事業</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1)自動車駐車場整備事業 市町村が定める駐車場整備計画において 主要な路外駐車場として位置づけられて いる駐車場（自動二輪車駐車場を含む） で、駐車台数が200台以上（機械式駐 車場は50台以上）のもの</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2)自転車駐車場整備事業 一般公共の用に供する自転車駐車場のう ち、収容台数が500台以上のもの</p>	<p>政策金利 I</p>	<p>30%</p>

④自動二輪車駐車場整備促進税制

中心市街地の活性化に関する法律第9条に規定する認定基本計画に位置づけられ、かつ駐車場法第3条に規定する駐車場整備地区において市町村が定める駐車場整備計画に「主要な路外駐車場」と位置づけられた一定の届出駐車場（\*）（自動二輪車専用に限る。）を設置する場合について、以下の特例措置が適用される。

不動産取得税：駐車場の用に供する家屋の価格の6分の1に相当する額が課税標準から控除

固定資産税：駐車場の用に供する家屋の課税標準を3年間8分の7に軽減

（\*）地下又は複数の階に設けられる路外駐車場

特例措置を受ける場合、当該家屋を平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に取得する必要がある。